

令和2年第3回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月8日（火曜日）

◎議事日程

| 日程第 | | 会議録署名議員の指名 |
|-----|-------|-----------------------------|
| 1 | | |
| 2 | 認定第1号 | 令和元年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定 |
| 3 | 認定第2号 | 令和元年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 |
| 4 | 認定第3号 | 令和元年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 |
| 5 | 認定第4号 | 令和元年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 |
| 6 | 認定第5号 | 令和元年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定 |
| 7 | 認定第6号 | 令和元年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定 |
| 8 | 認定第7号 | 令和元年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定 |

◎出席議員（9名）

| | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 石田 貢 君 | 2番 | 小笠原 茂 人 君 |
| 3番 | 坂口 尚 示 君 | 4番 | 岩 井 明 君 |
| 5番 | 杉野 好 行 君 | 6番 | 大 崎 英 樹 君 |
| 7番 | 大谷 友 則 君 | 8番 | 中 村 純 也 君 |
| 9番 | 藤 田 博 規 君 | | |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 宮 口 孝 君 |
| 副 町 長 | 菅 原 裕 一 君 |
| 教 育 長 | 山 本 芳 博 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 井 下 睦 男 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 山 口 浩 司 君 |

| | |
|-----------|-------|
| 総務課長 | 熊谷雅美君 |
| 企画課長 | 按田武君 |
| 住民課長 | 渡辺良英君 |
| 福祉課長 | 下重博光君 |
| 子育て支援所長 | 千葉孝二君 |
| 産業課長 | 岩城光洋君 |
| 商工観光課長 | 鎚木政洋君 |
| 施設課長 | 越谷光裕君 |
| 会計管理者 | 須藤裕子君 |
| 農業委員会事務局長 | 神義宏君 |
| 教育委員会教育課長 | 山田良則君 |
| 消防署長 | 波多野明君 |

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 中川直幸君 |
| 庶務係長 | 鈴木典和君 |

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番石田貢議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

◎ 認定第1号から認定第7号

- 藤田議長 日程第2 認定第1号令和元年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3 認定第2号令和元年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第3号令和元年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第4号令和元年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第5号令和元年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第6号令和元年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第8 認定第7号令和元年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの7件について、一括して提出理由の説明を求めます。

菅原副町長。

- 菅原副町長 認定第1号令和元年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号令和元年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号令和元年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号令和元年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号令和元年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号令和元年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号令和元年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上7会計の決算について一括して御説明申し上げます。

初めに、各会計の決算につきましては、本年8月24日、町監査委員から令和元年度豊頃町一般会計外6特別会計、歳入歳出決算審査意見書の提出を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計の歳入歳出決算書及び関係書類

に意見書を付して議会の認定を受けるものであります。

令和元年度の予算の執行状況につきましては、決算認定主たる成果説明書に主要な施策を掲げ、説明申し上げます。

1 ページ、第1表、予算執行状況につきましては、一般会計外6特別会計の歳入歳出差引額は1億5,509万9,000円で、このうち令和2年度に繰り越すべき財源はありません。実質収支は同額の1億5,509万9,000円となり、うち翌年度繰越分は9,509万9,000円で、決算剰余積立金は6,000万円であります。

次に2ページ、第2表、一般会計財政収支の状況につきましては、下段の表、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断4項目比率は、町監査委員の財政健全化審査意見書のとおり、いずれの指数においても早期健全化基準を下回っており、本町の財政運営は健全な状況にあるものであります。

上段の表、歳入は47億8,834万3,000円、歳出は46億8,375万9,000円となり、歳入歳出差引額は1億458万4,000円、単年度収支はマイナス1,004万5,000円であります。また、下段の表、年度末の地方債現在高は47億8,536万4,000円、実質公債費比率は過去3か年平均で7.0%となっており、今後も各事業の必要性及び効率性についてさらに検証し、健全な財政運営を継続してまいります。

次に3ページ、第3表、一般会計歳入歳出決算構成表、各款別歳入状況については、収入済額で対前年度比1.9%の増となりました。その主なもののうち、1款町税の増は、農業所得の伸びによる個人住民税及び大規模償却資産、軽減措置の終了による固定資産税が増加したことによるものです。8款地方特例交付金の増は、幼保無償化に伴う自治体への交付金の増加によるものです。11款分担金及び負担金の増は、道営農地整備事業分担金の増加によるものです。14款道支出金の増は、畑作構造転換事業の増加によるものです。17款繰入金の増は、豊頃愛生協会施設整備補助金に充当した地域福祉基金繰入金及び庁内電算機器等システム整備事業に充当した行政情報化推進基金の増加によるものであります。

次に4ページ、各款別の歳出状況は表のとおりで、その性質別内容は5ページ、第4表に掲げましたが、歳出合計で対前年度比2.2%の増となりました。その主なもののうち、補助費の増は、豊頃愛生協会運営補助金及び緊急漁場保全支援事業補助金等の増によるものです。公債費の増は、福祉活動拠点整備事業及び葬祭場建設事業に係る過疎対策事業債償還開始の増によるものです。積立金の増は、歳入余剰による財政調整基金及び新設された森林環境譲与税基金の増によるものです。

なお、一般会計、人件費の内訳につきましては、6ページ、第5表のとおりで0.3%の増となりました。1の議員報酬手当10.6%の増は欠員解消によるもので、

2の委員報酬（イ）附属機関委員の27.2%の減は、年度末からの感染症拡大による会議の中止及び書面開催等の影響によるものです。4の職員給（サ）臨時職員給与15.6%の増は、準職員の増と基本給の改定等に伴うものです。また、6の退職手当組合負担金の増については、過去3年度間の精算追加納付によるものです。

次に7ページ、第6表は、一般会計歳出決算節別集計表で、8ページから13ページまでの第7表は、一般会計歳出予算「負担金補助及び交付金」の内訳であります。

14ページからは、主要な施策の成果内容であります。

16ページの人事管理で職員数を掲げましたが、令和元年度末の一般職職員数は退職者を除き68人で、今後も適正な定員管理に努めてまいります。

20ページ、電算管理では、庁内LANシステムの整備として業務用パソコン端末更新を実施し、21ページ、町有林管理では造林の委託事業、間伐、皆伐などの売払収入及び町有林の維持補修を。

23ページ、税務関係では、町税の収入実績は不納欠損額を差し引いた収入未済額が346万7,713円、収納率99.4%と前年を1.8ポイント上回る実績となりました。今後も収納率向上に一層努力してまいります。

26ページ、町づくり推進事業では、協働のまちづくり地域提案支援事業をはじめ、産業振興事業、定住促進等住宅取得、定住促進賃貸住宅建設事業、危険廃屋解体撤去などの助成を。

31ページ、7、地方創生推進交付金事業は地方版総合戦略として、豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく総合プロモーション事業などを。また、開町140年の一環として、北海道日本ハムファイターズ応援大使2名を令和2年1月から招聘しています。

34ページ、社会福祉では、社会福祉協議会運営及び豊頃愛生協会運営補助、福祉活動拠点施設ひだまり交流館施設管理事業、福祉灯油支給、臨時福祉プレミアム付商品券事業。

36ページ、老人福祉では、敬老会敬老祝金、老人・身障者合同運動会などの健康維持・増進事業ほか。

38ページ、福祉タクシー乗車券交付など福祉向上の精度充実を図り、39ページ、豊頃愛生協会施設整備費として、職員住宅新築及び既存住宅の改修を補助し、障害者福祉では居宅介護等の生活援助、施設入所等の支援を。

42ページ、福祉医療では、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成を。

43ページ、乳幼児等医療では、未就学児から高校生まで道の補助対象とならない医療費助成を継続し、45ページ、福祉バス、担い手バス、患者移送車では利用しやすく安全な運行体制維持に努め、46ページ、保育所運営では茂岩及び大津保育所の

安心安全な運営を。

47ページ、児童福祉では、ことばの教室、言語指導、子育て支援センター事業、わんぱく広場ほかの充実及び48ページ、次世代育成支援金の支給などを。

49ページ、学童保育所では放課後児童の健全育成を図り、衛生関係では墓苑及び葬祭場の環境整備などを。

51ページ、保健指導では、成人、高齢者保健、母子保健ほかの各事業及び53ページ、予防接種など各種健診事業と費用の負担軽減を。

55ページ、農地流動化関係では、農地保有合理化、農地の利用権設定を。

56ページ、農業振興対策では、緊急農地基盤整備事業による暗渠排水整備、農業経営基盤強化資金利子補給などを。

57ページ、堆肥利用高度化緊急支援対策。

58ページ、簡易堆肥盤整備、経営所得安定対策制度推進事業。

59ページ、中山間対策多面的機能支払交付金事業。

60ページ、農業用機械整備事業として、畑作構造転換事業などを補助。

61ページ、基盤整備対策では、土地改良施設等維持管理及び道営土地改良事業などを。

62ページ、畜産振興対策では、指定管理者による町有牧野施設の管理運営及び酪農畜産生産基盤強化に合致する各事業を。

64ページ、林業振興対策では、未来につなぐ森づくり推進事業、有害鳥獣駆除助成、森林管理道の開設整備事業を。

66ページ、水産業振興対策では、さけ増殖事業、種苗中間育成事業、漁港管理対策。

68ページ、大津漁港建設利用推進期成会、漁船減災対策事業補助、大津漁協荷捌所防災・減災対策等改修支援事業、秋サケ資源増大緊急支援対策事業などの漁業振興対策を。

69ページ、商工振興対策では、商工会運営補助、中小企業資金融資。

70ページ、プレミアム付特別商品券発行、物産直売所の管理事業。

71ページ、ふるさと応援寄附金事業などを。

72ページ、観光振興対策では、観光協会ほか団体、祭り等事業への助成及び観光施設の維持管理、冬期のジュエリーアイス観光関連施設整備を。

73ページ、道路維持管理では、町道の維持管理及び補修を。

74ページ、道路新設改良事業では、国庫補助事業等による町道整備を。

75ページ、公営住宅管理では、町営住宅の管理整備に努め、76ページ、住宅使用料収入状況では、合計収納率が99.3%で前年比微増の実績となりました。

77ページ、施設管理では、パークゴルフ場、キャンプ場等の維持管理とともに、利用者にとってより快適となるよう各施設等の整備改修工事を。

78ページ、消防団活動には、団員数及び活動状況を。

79ページ、災害対策では、大津地域コミュニティーセンター避難所用電源盤設置及びJアラート自動起動機改修工事等、防災施設設備の整備、排水機場等の維持管理を。

80ページ、教育総務関係では、入学祝金及び高等学校等就学助成金を継続し、81ページ、教育研究所では「報徳のおしえ」推進の調査研究を。学校保健では、児童生徒及び教職員の健康診断を。

82ページ、スクールバスでは、スクールバスの運行状況を。学校教育では教材教具の整備、就学援助費の支給。

84ページ、小中学校ダムウェーター改修工事、豊頃中学校改修等工事基本設計業務ほか、教育施設の整備を推進し、小中学校修学旅行費用の一部助成を行い、生涯学習事業ではえる夢出前講座等のPRを。

85ページ、社会教育事業では、学校運営協議会の活動状況を。

86ページ、姉妹都市との少年親善使節団交流、成人式挙行、豊寿大学・生涯教室開設運営支援、二宮報徳館、報徳関係資料研究及び展示。

87ページ、文化賞・スポーツ賞表彰、青少年及び町民芸術鑑賞会。

88ページ、える夢館利用促進、施設管理。

90ページ、図書館、読書普及及び管理運営を。

91ページ、社会体育事業では、健康維持増進と体力向上のため、各種スポーツ教室等を実施したほか、社会体育施設の管理運営を。

94ページ、学校給食では、給食費収納率は100%で給食センターの安全管理と設備更新を行い、ふるさと給食を継続実施いたしました。

次に、97ページからは、国民健康保険特別会計外5特別会計財政収支状況及び事業執行状況であります。

国民健康保険事業では、国民健康保険税収納率が98.57%。100ページ、介護保険事業では、103ページからの介護予防・日常生活支援総合事業等に努めており、介護保険料収納率は106ページ合計に示した99.1%。107ページ、後期高齢者医療事業では、後期高齢者医療保険料収納率が108ページに示す100%。医療施設関係では、医療施設整備として内視鏡挿入形状観測装置及び医療事務機器等を購入いたしました。

109ページ、簡易水道事業では、配水管布設替えと水道施設の整備更新工事を行い、水道使用量の収納率は110ページ、99.6%。

111 ページ、公共下水道事業では、下水道ストックマネジメント計画策定委託業務などを実施し、下水道使用量の収納率は99.4%となりました。特別会計の収納につきましては、収納対策を継続し、利用料金等の公平な収納に努めてまいります。

なお、令和元年度の簡易水道特別会計及び公共下水道特別会計の資金不足比率は、町監査委員の経営健全化審査意見書のとおり経営健全化基準を下回っており、事業は健全な状況にあるものであります。

以上、令和元年度各会計の決算概要を説明申し上げます。

限られた財源の中、適正な予算執行に努めているところでありますが、現下の情勢から、今後の地方財政は一層不透明であり、一般財源の総額は確保されているものの国の感染症対応などの財政状況から、本町の今後の地方税及び交付税等の収入増加は見込むことが難しくなり、財政運営は安定しないものと思われま。

今後も豊頃町まちづくり総合計画、豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び行政改革大綱を実行し、健全財政を維持し主要施策に積極的に取り組んでまいります。

以上でありますので、御審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

ここで、お諮りします。

認定第1号から第7号に係る令和元年度豊頃町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の7件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第7号に係る令和元年度豊頃町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の7件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

認定第1号令和元年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和元年度豊頃町一般会計歳入歳出決算書、10ページをお開きください。

令和元年度豊頃町一般会計歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款町税、1 項町民税。

2 番小笠原議員。

●2 番小笠原議員 町税において質問させていただきます。

町税の税収において、過去5年間に於いて最も増額になっておりますが、原因については基幹産業の1次産業、いわゆる農業の豊作によるものが大きいと思われませんが、この町税において、過去5年間の収入未済額を調べましたところ、1,000万円を越えていた額面が、元年度においては346万7,713円とかなり減っております。相当の徴収効果が見られると思っております。しかし、町税における不納欠損額が平成29年、30年と比べますと増額になっておりまして、この主な理由と原因についてお聞きいたします。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

不納欠損の状況でございますけれども、大半が5年間の請求権の消滅時効によるものでございます。ほとんどの方に過去数年分の滞納繰越分がございまして、基本的には現年分、それから直近の過年度分に収納を充てていっているわけでございますけれども、どうしても古い分が時効の5年間を経過することによって、不納欠損額が増えてきている状況でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 徴収の業務に当たる職員も大変でありましょうが、ひたすら徴収の努力をお願いしたいと思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 今までもそうであったように、今後もきめ細かに滞納者と納税相談等について対応に当たってまいりたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

2項固定資産税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項軽自動車税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項町たばこ税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項地方揮発油譲与税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項森林環境譲与税。

- (質 疑 な し)
- 藤田議長 3 款利子割交付金、1 項利子割交付金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 4 款配当割交付金、1 項配当割交付金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 6 項地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 項子ども・子育て支援臨時交付金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 9 款地方交付税、1 項地方交付税。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 0 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 1 款分担金及び負担金、1 項分担金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 項負担金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 項手数料。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 項国庫補助金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 3 項委託金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 8 ページ、1 4 款道支出金、1 項道負担金。

- (質 疑 な し)
- 藤田議長 2項道補助金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 36ページ、3項委託金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 15款財産収入、1項財産運用収入。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2項財産売払収入。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 16款寄附金、1項寄附金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 17款繰入金、1項繰入金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 18款繰越金、1項繰越金。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2項預金利子。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 3項貸付金元利収入。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 4項受託事業収入。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 5項雑入。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 52ページ、20款町債、1項町債。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、56ページから歳出についてを目ごとに質疑を受けます。
1款議会費、1項議会費、1目議会費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

- (質 疑 な し)
- 藤田議長 66 ページ、2 目文書広報費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 3 目財産管理費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 4 目町有林管理費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 5 目地方振興費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 6 目生活安全推進費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 7 目企画費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 84 ページ、8 目地籍管理費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 9 目電算情報管理費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 10 目簡易郵便局費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 項徴税費、1 目税務総務費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2 目参議院議員選挙費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 3 目知事道議会議員選挙費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 4 目町議会議員選挙費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 5 項統計調査費、1 目統計調査費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 6 項監査委員費、1 目監査委員費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 110ページ、2目長寿社会振興費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目老人福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4目障害者福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5目福祉医療費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6目福祉バス等管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7目後期高齢者医療費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項児童福祉費、1目保育所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目子育て支援費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目学童保育所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4目児童措置費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項災害救助費、1目災害救助費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目保健センター管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目保健指導費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 144ページ、4目乳幼児等医療費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 5目清掃費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 6目し尿処理費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項簡易水道費、1目簡易水道費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2目農業総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3目土地改良総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4目道営事業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 5目多面的機能発揮促進事業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項畜産業費、1目畜産業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 162ページ、2目公社営事業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3項林業費、1目林業総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2目林道整備費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3目治山事業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4項水産業費、1目水産業総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。
質疑ありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2目観光費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費、1目道路橋梁費維持費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 7款土木費の道路橋梁費でございますけれども、当初予算に対しまして補正予算がなされておりますが、この補正予算に匹敵するぐらいの不用額が確認されております。こうなった大きな理由についてお聞きいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

今の小笠原議員の言われている道路橋梁費のほうの不用額の関係ですけれども、次の項になると思うのですけれども、除雪費のほうの委託料の関係で残っている部分でございます。

以上でございます。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

●藤田議長 再開します。

小笠原議員。

●2番小笠原議員 先ほどの質問の道路橋梁費のところ、目で行きますと道路橋梁維持費、それから除雪費も絡むということになるろうかと思えます。いずれにいたしましても、実際に執行しなかった不用額としてはかなり大きいのではないかというふうに思うわけですけれども、特に除雪費等ということになると、降るか降らないかわからないという状況の中での予算措置かと思えますが、補正予算につきまして、その辺のことも大体気候を定めながら考えていることだろうとは思いますが、ちょっと実際に執行されなかった不用額としては大きいのではないかということで質問させていただきました。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

1目の道路橋梁維持費のほうの不用額につきましては、賃金の土木作業員及び14節使用料及び賃借料の重機借上費等部分で大きく残っているのですけれども、何分にもこの年度末まで何があるかわからないということで残している部分がございますので、そこの部分は了承いただきたいなと思っております。

また、2目のほうの除雪費のほうですけれども、委託料で残っている部分がございますので、そのところもちょっと理解していただきたいと思っております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

2目除雪費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目道路新設改良費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項住宅費、1目住宅管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目住宅建設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費、1目河川総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費、1目施設管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項公共下水道費、1目公共下水道総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、1項消防費、1目消防費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項災害対策費、1目災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 221ページに新しい事業で取り組んだ子どもの夢づくり事業交付金というのが載っていますが、どんな事業をされて、その結果どのような評価をされているのかお聞かせ願いたいと思います。

●藤田議長 山田教育課長。

●山田教育課長 御答弁申し上げます。

この子どもの夢づくり事業交付金につきましては、豊かな体験と確かな学びを創造し、社会に貢献できる資質能力を養うことを目的に、各小学校の創意工夫により学びに向かう力、人間性等育む取組に対し助成しているものであります。それぞれ学校において自由な発想で子供たちのために使っていただくというような交付金でありまして、備品を購入したりですとか講師を呼んで講演をしたりとか、そういったところでお金を使っております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 詳しい内容では備品購入ではなくて、講習だとか講演だとかというもののほうが重要だと思いますが、何かそういう事業されたのか。

●藤田議長 山田教育課長。

●山田教育課長 御答弁申し上げます。

講演等につきましては、大津小学校において児童向けのトレーニング教室、こういったことを実施しております。また、豊頃小学校につきまして青空教室用のヘルメットを購入しております。また、中学校におきましては、各種今のGIGAスクールですとか、そういったところに対応するためのスクリーンを購入しております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 新しい事業ですから、そういう備品に使われるのも致し方ないと思いますけれども、子供の能力を向上させるという主たる目的からいうと、大分内容が変わってってしまうのではないかなというふうに思いますけれども。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 御答弁申し上げたいと思います。

主旨等十分各学校長に周知の上、適切な交付金の使用に努めていただくよう、特に子供の情操等に資するような事業に活用していただくよう重ねて主旨を徹底してまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

220ページ、2目教育研究所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目学校保健費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4目スクールバス管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項小学校費、1目学校管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目教育振興費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費、1目学校管理費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2目教育振興費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3目学校建設費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4項社会教育費、1目社会教育総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2目文化振興費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3目図書館費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4目える夢館費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 5項保健体育費、1目保健体育総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2目体育施設費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3目学校給食費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目災害調査費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 11款公債費、1項公債費、1目元金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2目利子。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 12款予備費、1項予備費、1目予備費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に263ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑ありませんか。
(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書について質疑を受けます。

1 ページから 3 ページまでの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、4 ページから 6 ページまでの物品について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、7 ページの基金について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第 1 号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号は認定することに決定しました。

11 時 10 分まで休憩をいたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

認定第 2 号令和元年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和元年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、6 ページをお開きくださ

い。

令和元年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、1 2 ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款国民健康保険事業費納付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款共同事業拠出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款保健事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款基金積立金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、27ページの実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、9ページの基金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

4番岩井議員。

●4番岩井議員 高い国保税ということで質問させていただきますけれども、国保税のこの滞納世帯に対して、正規の保険証を発行せずに資格証明書、これに対しては発行することができる、この規定を発効するものとする。また、保険給付についても保険料を滞納していると、全部、または一部の給付を一時差止めすることができる、これから差止めするものとする、こういうふうに文言書いております。

資格証明書の発行や給付の差止めについては、前回、三、四年前、悪質滞納者というふうに言われていたのですけれども、2000年くらいから1年以上の滞納、または1年半以上の滞納者と定めて、低所得者で払い切れない人までにも広げているというふうに認識するところです。

そこで質問ですけれども、保険証を取り上げられない、この特別の事情等について国が示す事例などはありますけれども、全国生活と健康を守る連合会と厚生労働省、国保、これが2000年11月27日の交渉で、判断は自治体が行う、自治体が決めれば生活保護基準以下も特別の事情として入れることができると、こういうふうに言われておりますけれども、本町の見解をお伺いいたします。

●藤田議長 暫時休憩。

午前11時15分 休憩

午前11時15分 再開

●藤田議長 再開します。

宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

今、国民健康保険については、北海道が一つになりまして、それぞれ各町村に経費の負担をしております。

私もそちらのほうの役をやっておりますけれども、以前に報告しましたとおり、十勝は所得が高いために所得率を上げると非常に皆さんに負担がかかる。しかし、国保はあくまでも相互扶助ですから、やはり財政力の少ない町村、もしくは所得の低い方々についてはそれぞれの対応の仕方がございます。今申し上げましたとおり、私どもの町で国保税の滞納されている方、ある程度国保税は所得が少なくても最低の金額がかかっているわけでありまして。そして、私のほうでは副町長を中心として、滞納されている方についてはどのような形で納めていただくか、それぞれ期間を定めて協議をしております。

特に国保の場合については、病院にかかる大切な命を守ることでは、今御指摘のとおり低所得者であっても、またある程度余裕がある方にとっても、それぞれ応分の負担をしなければならない形になっております。

今回そういった滞納の方については、あくまでも本人と協議をしながら話し合いを進めておりますけれども、どうしても滞納されている方については役所に来るのが何となく厳しいというか、来ていただけない形になっている場合が多いわけですね。ある程度誠意を持って対応すれば、担当者はそれなりの形、示しておりますけれども、約束どおりに納めることができない場合については、猶予はしておりますがそれでもなかなか来ない。来ないということは、やはり税負担が厳しいと思われるかもしれませんが、所得の少ない方は少ないなりにうちのほうでは軽減措置しておりますので、今後そういう場合については、また職員も積極的になって相談をしていかなければいけないかなというふうに思っております。

ただ、今文言のこともお話ありましたけれども、やはりある程度負担をしていただければ、医療費がもたないというわけでありまして、困窮者については先ほど言ったとおり職員が懇切丁寧に対応しておりますので、その都度相談に乗って、ある程度余裕ができれば国保税の負担をしていただきたいというふうに、そして今言葉の関係ですけれども、それはそれなりの法的根拠をもったの文言だと思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 私もこの国保税、高いということは承知だと思うし、言い換えれば人頭税、生まれた子供にもかかるような人頭税と言わざるを得ないような気もしてお

ります。

その中でこの決算審査意見書の中で、ここで書いてあるのは差押えだとか、それから預貯金の差押え処分、あと給与の差押え処分、出資金差押え、督促状の発行は283人ということで、かなりの人数がいると思います。そして、こういうような形になると差押えだとかこういうような形になってくると心配になってくるのです。そして、これは職員の形ではなくて、恐らく整理滞納機構に投げているのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 整理機構についてはある程度金額的な大きい方はしておりますけれども、今言った給与等の差押え、預貯金の差押えについては、あくまでもやはり生活権が大切なのです。生活権を脅かしてまで差押えすることは法律で禁止されております。

したがいまして、預貯金がありますけれども税負担をなかなか納めないという方については、職員が調査をして当然差押えする場合があります、ただ、その預貯金内容についても本人からこういう事情でそちらのほうに使いたいということになれば、それなりに職員も対応することになっておりますので、遠慮なくそういう特別な事情がある場合については、職員に申込みしていただきたいというふうに思っております。

また、今言った整理機構のほうについては、相当金額が大きい方以外にはできるだけ徴収には出ていないというふうに考えておりますので、もしトラブルがあるようであれば、また担当者のほうに申し出ていただきたいというふうに思います。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 参考のためにお伺いいたしますけれども、答えられる状況でよいですが、今現在資格証明書は何名ぐらいに発行されているのでしょうか。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 資格証の交付については、今現在2世帯でございます。短期証1か月から6か月までの全てを含めましても10世帯となっております。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 この資格証明書持って病院行くというのは、本当私大変だと思うのです。その辺も考えた形でしっかりした対応取っていただきたいというふうに思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 これからも十分職員と滞納者とで会話を進めながら、できるだけ滞納者も余裕があれば分割でよろしいから納めていただくよう、また、資格審査についても

十分協議しながら決めていきたいというふうに考えています。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

認定第3号令和元年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和元年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算書、34ページをお開きください。

令和元年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款介護保険料。

2 番小笠原議員。

●2 番小笠原議員 1 款介護保険料、1 項介護保険料、第1号被保険者介護保険料について質問いたします。

この介護保険料の収入状況におきまして、特にこの不納欠損額が過去2年と比べると増額傾向にあります。不納欠損につきましても、税外収入等の介護保険料の消滅時効期間は2年と短いことから、担当職員の徴収努力にも期待はするところではあります。個人の案件ということで深入りは避けませんが、近年保険料の支払いにおいて、いわゆる特殊事情の方が増えているのかこの傾向についてお聞きいたします。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 御説明させていただきます。

議員御説明のとおり、不納欠損については2年の時効を経過したものについて適用してございます。

それで特殊事情というか、滞納されている方については、介護保険料は年金からの

特別徴収部分で納めている方が多数を占めてございます。滞納されている方について特殊事情が増えてきたというよりは、固定的な方が多くなっているというふうに認識してございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 どうしてもこういう不納欠損額というところに目が行ってしまったときに、前の年と比べるとここの部分の金額が増えているところを見てしまいますので、なるべくならば不納欠損額については少ないほうが良いと思いますので、良識ある対応で収納努力をよろしくお願いいたします。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 今後とも適正な収納に努めてまいりたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

2款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、46ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 0 ページ、4 款基金積立金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

6 7 ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、1 1 ページの物品及び基金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第 3 号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第 3 号は認定することに決定しました。

認定第 4 号令和元年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和元年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、74ページをお開きください。

令和元年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、78ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に85ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

認定第5号令和元年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和元年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算書、92ページをお開きください。

令和元年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出事項別明細書、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、96ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款医院費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に103ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、13ページの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、14ページの商品について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

認定第6号令和元年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和元年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算書、110ページをお開きくださ

い。

令和元年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款使用料及び手数料。

2 番小笠原議員。

● 2 番小笠原議員 水道使用料に関する関係のことをございますけれども、簡易水道事業におきまして水道使用料の収入状況におきまして、特に収入未済額が 5 8 万 5, 5 0 9 円となっております。元年度においては現年分とこの滞納繰越分が合わさって増えているのが現状かと思えます。また、この収入未済額のことにつきまして、今後の対策でどのような考えであるかお聞きいたします。

● 藤田議長 越谷施設課長。

● 越谷施設課長 御答弁申し上げます。

滞納未納分等いろいろございますけれども、わずかずつですけれども、当事者のほうにお話ししながらいただいているような形で進めさせていただいておりますので、今後とも引き続き関係者の方にお願いをしながら、少しずつでも納入いただけるような形で進めたいと思っております。

以上です。

● 藤田議長 小笠原議員。

● 2 番小笠原議員 これも継続した徴収努力が必要かと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、またこの簡易水道事業におきましては、主たる成果説明書を見ますと、給水戸数も、それから給水人口も全年度より減少してありますが、総給水量も総排水量も前年度、この成果説明書を見ると上回っているわけなのです。この原因の最大の要因として、我が町の場合、人よりも家畜が利用する水が多いためと思われまますが、本年のように割と雨量が少ないようなことになると、水がめのことが心配になるわけでございますけれども、このような状況で今後給水量、それから排水量も必要になってくる状況を踏まえたときに、節水や給水制限の心配はないのかどうかお聞きいたします。

● 藤田議長 越谷施設課長。

● 越谷施設課長 御答弁申し上げます。

現在浄水場でつくっております水源の水は、一応足りているような状況でございますが、地区によっては酪農家等集中してある部分がございます、そちらのほうでの使用量が多く、一時的にちょっと不足気味になることはあります。雨が少ない中でも今年度は不足という形には至っていないような状況ですので、今後ともこのような対応をして、なるべく不足という形にならないように努力していきたいと思っております。

す。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

2 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、114 ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 118 ページ、2 款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に125 ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書について質疑を受けます。

15 ページの公有財産について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、16ページの工作物について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

認定第7号令和元年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和元年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算書、132ページをお開きください。

令和元年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、136ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 140ページ、2款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に145ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書について質疑を受けます。

17ページの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、18ページの商品について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 決算審査全般についてということでございますので、手元にあります資料等を拝見させていただいて、その中で今後についての理事者の考え方、あるいは実務的に決算審査をした審査員の皆さん非常に御苦労さまでございました。

まず、財政の健全化審査意見書等を拝見しまして、その中で健全化判断比率、これについては4項目とも非常に良好な数字が示されていて、これについても監査委員からは非常に良好な状態にあると認めるというのが全てでございました。

そういう意味では、宮口町政の財政運営に対しては高点数が与えられるのではないかなど、このように令和元年の決算については解釈したわけでありませぬ。

しかし、その中で今後の財政確保ということについての質問でございますが、公債費もこれについては7.0ということで……

●藤田議長 大崎議員に申し上げます。

発言中でございますけれども、公共下水道特別会計についての全般的な質疑でありますか。

●6番大崎議員 そうしたら、それを閉めてからにします。

●藤田議長 公共下水道全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

◎ 休会の議決

●藤田議長 お諮りします。

議事の都合により、9月9日を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、9月9日を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日は、これで散会します。

午前11時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員